

○由布市安全で住みよいまちづくり推進協議会規則

平成 17 年 10 月 1 日

規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、由布市安全で住みよいまちづくり条例(平成 17 年条例第 23 号)第 6 条の規定に基づき、由布市安全で住みよいまちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めものとする。

(委員)

第 2 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 各団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 市職員
- (4) その他市長が必要と認める者

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第 6 条 協議会は、協議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。